２０１７年６月２８日
記　者　発　表　資　料
総務部　職員課　課長　老沼
電　話　０４２－７２４－２１９９

都内初！町田市全職員で時差勤務を実施

町田市は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、出退勤の時間を前後にずらし、勤務時間の選択肢を増やす時差勤務制度を７月１日から実施します。

これまでの午前８時20分～午後５時５分のほかに、午前７時30分～午後４時15分、午前８時～午後４時45分、午前９時～午後５時45分、午前９時30分～午後６時15分の５種類から選択ができるようになります。

全職員対象の時差勤務は、すでに東京都庁や民間企業で実施されていますが、都内自治体では初の導入になります。

■ 導入の趣旨

職員が働きやすい職場環境を構築することによって、効率的・効果的な行政運営を図り、生産性の向上及び市民サービスの向上につなげるため実施します。

『第３次町田市特定事業主行動計画』(2016年４月改訂版)では、「次世代育成」「女性の活躍」「職員のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進するとともに、これらの取組において町田市が「特定事業主」として「地域の手本」となることを目指しています。

■ 対象

全職員(事由は問わない)

※　次の職員は、職場又は業務の特性に合わせた勤務時間を設定しているため、対象から除く。

- 不規則勤務職場に勤務する職員
- 嘱託員及び臨時職員

■ 導入日 ： ７月１日
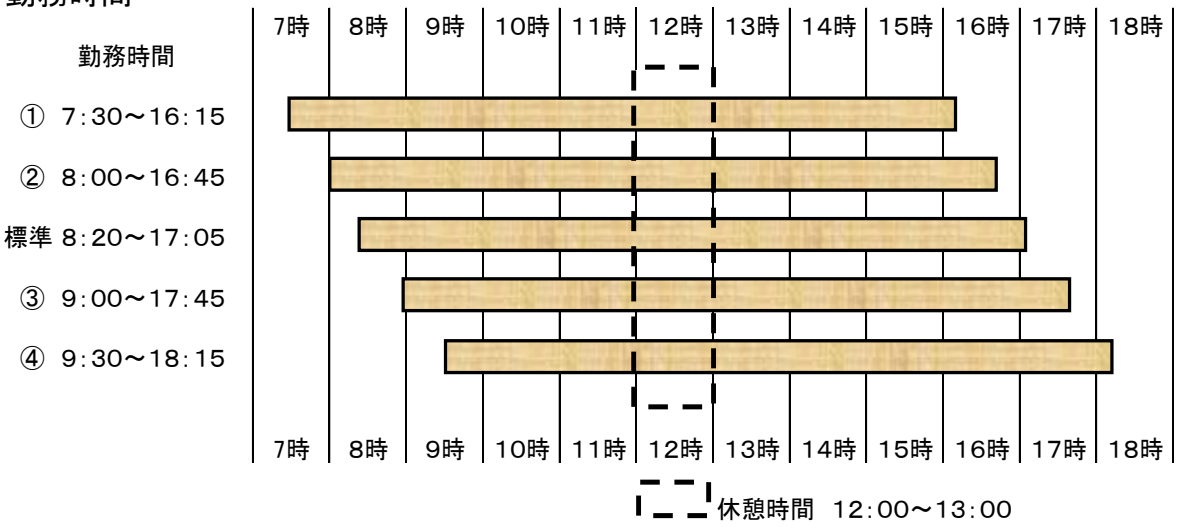
■ 勤務時間